

**旧教職員上郷住宅ほか解体事業
(設計・施工一括発注方式)
要求水準書**

令和8年9月
豊田市建築事業推進課

1 適用

本水準書は、豊田市（以下「市」という。）が発注する「旧教職員上郷住宅ほか解体事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

本事業は、設計・施工一括発注方式による性能発注であり、本事業を完遂するために必要とされる事項及び事業の性質上当然必要と思われるものについては、本水準書に明記されていない事項であっても、本事業受注者（以下「受注者」という。）の発案に基づき実施するものとする。

また、本水準書は、市が受注者に要求する内容及び受注者が満たすべき品質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

入札にあたっては、本水準書及び現場を熟覧の上で応札すること。

2 事業概要

（１）名称

旧教職員上郷住宅ほか解体事業（設計・施工一括発注方式）

（２）概要

本事業は、旧教職員上郷住宅及び隣接する居宅（２軒）の敷地内の建物、構造物等を解体・撤去し、解体後の跡地を整地する事業である。

（３）実施場所（別紙 1）

豊田市上郷町御所名残 154-1、154-5、154-10

（４）履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで（約 1 1 か月）

（５）敷地情報（参考）

項目	規制等
敷地面積	1, 8 2 7 m ²
都市計画区域	市街化区域（第 1 種住居地域）
砂防指定地	指定なし
宅地造成及び特定盛土等規制区域	宅地造成等工事規制区域
急傾斜地崩壊危険区域	指定なし
土砂災害警戒区域	指定なし
土砂災害特別警戒区域	指定なし
国定公園	指定なし
保安林	指定なし
埋蔵文化財包蔵地	上野上村城跡（上野城）
特定都市河川流域	矢作川流域

土壌汚染	なし
------	----

※上表は参考のため、解体工事、及び跡地整備に係る規制等は、設計段階で詳細に調査、確認のうえ、許認可や届出等が必要な場合は、受注者の経費負担により代行し、適切に事業を実施すること。

(6) 解体・撤去処分対象施設 ※別紙 2-1 及び別紙 2-2 参照

番号	建物・構造物	規模、構造等	設置年
①	旧教職員住宅	RC 造 2 階建て、延べ面積 238.14 m ² (1 階 119.07 m ² 、2 階 119.07 m ² 、計 6 戸)、地中杭 L=12m・40 本、建物基礎、土間・犬走り、鉄骨階段、プロパン庫、浄化槽 (低床式浄化槽自然放流方式・25 人槽) 地中配管・配線含む【建設時設計図面有り (別紙 4-1)】	S52
②	排水側溝	コンクリート製、幅 30~40cm、長さ約 52m、蓋・集水桝共	S52
③	フェンス	スチール製、高さ約 1.5~2.5m、長さ約 120m ※旧教職員住宅の東側一部のみ残存	S52
④	アスファルト舗装 1 (平地部分)	厚さ 5cm 程度、面積約 150 m ²	不明
⑤	アスファルト舗装 2 (平地部分)	厚さ 5cm 程度、面積約 36 m ² 、周囲ブロック (1 段、L=約 12m)	不明
⑥	居宅 1	木造 2 階建て、延べ 131.64 m ² (1 階 79.47 m ² 、2 階 52.17 m ²)、瓦葺き (ソーラーパネル有り)、石積み門柱 (2 本、H=約 1.5m、前面側溝共)、建物周囲自然石積み (約 40cm×約 40cm~約 1m・L=約 15m)、北側鉄製 (塩ビ波板葺き) 物置スペース、建物基礎、浄化槽、土間・犬走り、地中配管・配線含む	S54
⑦	居宅 2	軽量鉄骨造 2 階建て、延べ 130.46 m ² (1 階 78.60 m ² 、2 階 51.86 m ²)、瓦葺き、建物基礎、浄化槽、土間・犬走り、西側コンクリート土台 (1×1m・厚約 20cm)、地中配管・配線含む	S56
⑧	居宅 2 の附属家 1	木造平家建てトタン葺き、延べ 40.49 m ² 、建物基礎、南側コンクリート土間、地中配管・配線含む	S38
⑨	居宅 2 の附属家 2	鉄骨造平家建てスレート葺き (スレート壁)、延べ 31.68 m ² 、建物基礎、地中配管・配線含む	不明
⑩	カーポート 1	アルミ製、延べ 13 m ² 、基礎共	S58
⑪	カーポート 2 (解体残部分)	アルミ製、延べ 12 m ² 、基礎共	S58
⑫	樹木	敷地内全て撤去 H2~6m・40 本程度 (伐根共)	不明
⑬	U 字溝	45×45cm、29 個	不明
⑭	外灯	鉄製ポール H=約 4m、基礎共、1 か所	不明
⑮	擁壁	鉄筋コンクリート製、H=約 1.0m、L=約 30m	不明
⑯	スロープ	アスファルト舗装、両側鉄筋コンクリート造擁壁 (H=0~約 1.0m、厚 22cm)・上部スチール製ガードパイプ (H=約 0.75m) 含む	不明

⑰	花壇	約 3×4m、周囲波板スレート（H 約 30cm）、	不明
⑱	給水管	L=約 90m	不明
⑲	コンクリート土間	約 3m×3m、厚 5cm 程度	不明
⑳	その他（敷地内）	下記（7）残置対象施設以外の切り株、石など、敷地内構造物・工作物、残置物等	不明

【共通事項】

- ・建物内部の一般廃棄物（移動可能な備品類等）は解体着手前までに市で処分する。
- ・建物解体は、基礎、土間、犬走り、地中配管等を含む。
- ・建物への電気配線、敷地内の地中配管・配線は、すべて撤去する。なお、事前に市で引き込み線を撤去し、解体時には施設は通電していない状態とする。
- ・建物への給水設備は、敷地内の配管をすべて撤去する。（水道本管との接続部分の工事含む。）なお、現在は、使用中止中のため、工事時の散水等で使用する場合は、市と協議すること。
- ・市が事前に行ったアスベスト含有可能性建材の分析調査結果は、「別紙 5-1 及び 5-2」のとおりであり、記載以外にアスベスト含有の可能性のある建材は、「みなし含有」として適切に撤去処分する。（受注者が分析調査を行う場合の取り扱いは、4（2）イによる。）

（7）残置対象施設 ※別紙 3-1 及び別紙 3-2 参照

番号	建物・構造物	規模・構造 等	残置範囲・留意事項
㊦	旧教職員住宅出入口斜路	W=約 6m、L=約 30m、鉄筋コンクリート造土留め壁、ガードパイプ（片側）、アスファルト舗装	斜路下部横断側溝まで残置
㊧	側溝、集水枥	U 字溝（W240～300）L=約 103m、コンクリート製集水枥共	図示の範囲、既存の蓋も残置、側溝内の清掃、破損部分の補修・入れ替えを行うこと。
㊨	敷地周囲フェンス	ネットフェンス H=約 1m、L=約 24m	既に老朽・破損があるため、現状以上の破損が無いよう工事時に適切に養生すること。
㊩	旧居宅敷地出入口斜路	W=約 5m、L=約 25m、土留め石積み、アスファルト舗装	
㊪	敷地南側土留め板	コンクリート製土留め板 H= 約 0.6m、L=約 43m	
㊫	公共枥	1 か所	公共枥から敷地側の土中配管は全て撤去

（8）解体後の整備

4（3）カ（ウ）による。

3 関係法令等の遵守

(1) 関係法令等

本事業の遂行に際しては、以下の関係法令、要綱等の最新版を遵守する。

以下に関連する法令等を記載するが、記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等の規制を遵守する。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 2) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- 3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 4) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- 5) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- 6) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- 7) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- 8) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 9) 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- 10) 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- 11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- 12) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- 13) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 14) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 15) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- 16) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- 17) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- 19) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 20) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- 21) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- 22) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- 23) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- 24) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- 25) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- 26) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- 27) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
- 28) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 29) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）
- 30) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）

- 31) アスベストモニタリングマニュアル（環境省）
- 32) 建築物解体工事共通仕様書
- 33) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気工事編、機械設備工事編）
- 34) 建設工事安全施工技術指針
- 35) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 36) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針
- 37) 建設副産物適正処理推進要綱
- 38) 日本産業規格（J I S）
- 39) 愛知県建築基準条例
- 40) その他関係する法令規制・基準及び市の指示するもの

（２）官公庁等への申請・届出手続

本事業の実施にあたり、法令等で規定されている申請・報告・届出等は、全て受注者の経費負担により代行する。

なお、これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け遅滞なく行う。

4 業務内容

（１）共通事項

ア 配置技術者等

受注者は、実務経験が豊富で、本事業で生じる課題や市の要望に対し、的確な判断が可能な者を配置する。

- （ア）設計・工事監理を担当する管理技術者は同じ者とし、一級建築士、又は二級建築士で、鉄筋コンクリート造建築物の解体に関する知見を有する正社員を配置する。
- （イ）施工を担当するものは、鉄筋コンクリート造の建物解体工事を主担当で関与した実績を有し、かつ、本事業の規模等に適した資格（解体工事施工技士等）を有する正社員を配置する。
- （ウ）本業務を円滑に実施するために、業務内容と業務進捗を正確に把握し、市との連絡調整を適時に行うことができる現場代理人（通常工事の現場代理人と同じ役割）を選定する。現場代理人は、グループの場合は代表構成員の正社員から選出し、（イ）と兼務してもよい。

イ 業務計画書等

- （ア）受注者は、契約後、5日以内に、業務実施方針、本事業の実施体制（協力会社・協力者名、役割、資格名・資格者証の写し等）、業務工程表、及び上記の配置技術者（資格、経歴等が確認できる資料の写し）を記した「業務計画書」を市に提出する。
- （イ）本事業の実施体制における協力会社については、地元企業を積極的に選定する等、地域経済の活性化への貢献に配慮する。

ウ 業務の進め方（日程調整、実施報告）

- （ア）業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と市監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すとともに、適時、実施状況を報告するものとし、その内容については、その都度、書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- （イ）上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出する。

エ 事業関連資料等の取扱い

- （ア）公告時に提示した資料以外で、市が提供する資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。
- （イ）受注者は、市から提供された資料等を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却する。
- （ウ）受注者は、市から提供された資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄する。

オ 予想されるリスクと責任分担

- （ア）本事業における市と事業者の責任分担は、リスク分担表（別紙 6）とし、予想されるリスクへの対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。

（２）設計業務

ア 許認可等申請

- ・解体工事、跡地整備等に必要な法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などを関係機関と行う。これらの諸手続きに際しては、あらかじめ市へ書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行う。
- ・解体工事に支障となる電柱、支線の移設等が必要な場合は、関係機関との協議、手続きを代行する。
- ・申請書、届出書等は手続き完了後に、その写しを「総合施工計画書」に添付し、副本（原本）等は、事業完了時に市に提出する。

イ アスベスト事前調査

- ・解体対象施設における石綿含有建材の事前調査を有資格者（特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者）が行う。
- ・石綿含有可能性建材について、市が実施した事前調査（別紙 5-1、5-2）以外に、石綿含有の可能性のある建材がある場合は、定性分析調査を行うか、みなし含有撤去処分とするかを整理し、「アスベスト事前調査結果報告書」を市に提出するとともに、石綿事前調査報告システムで報告を行う。このうち、定性分析調査を行う場合は、分析調査結果を市に提出する。なお、原則、このことに関する契約変更は行わない。

ウ 総合施工計画書

- ・施工者が作成する解体工事施工計画について、事業対象地周辺の状況（住宅密集地、狭隘な前面・周辺道路など）や、許認可等申請内容の反映などを確認する。

エ 業務実績情報の登録

- ・受注者は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。（設計業務、工事監理業務を登録すること。）
- ・業務実績情報への登録は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

（３）施工業務

ア 施工条件

（ア）共通仕様書

- ・解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和５年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠する。

（イ）作業日時等

- ・行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日は施工しない。（「土・日曜日」の「週休２日指定」とする。）
- ・作業時間は、平日の午前９時から午後５時までとし、夜間の施工は行わない。

（ウ）火災保険

- ・本工事の施工に際しては火災保険等に参加し、契約書の写しを「総合施工計画書」（（２）ウ）に添付し、市に提出する。

（エ）安全確保等

- ・工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ・工事期間中は、通行者、近隣住民等に対する安全確保を最優先し、工事用車両の出入りに対する交通障害対策、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止を徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- ・工事用車両の搬出入は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避けて行い、それ以外の時間帯においても低速で通行するなど十分注意する。
- ・火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取り扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ・工事期間中に事故、火災等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、豊田市公共工事事故対応マニュアル（豊田市技術管理課 HP（工事関係書類書式））に基づき「事故速報」「事故報告書」を監督員に速やかに提出する。
- ・近隣住民等から苦情等があった場合は直ちに作業を中止し、速やかに監督員に報告する。作業の再開はしかるべき対策を講じたうえで監督員の承諾を得てからとする。

(オ) 臨機の措置

- ・ 工事期間中は、気象予報又は警報等に注意を払い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- ・ 工事実施場所において、「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪特別警報」「土砂災害警戒情報」「矢作川はん濫注意情報」、「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）」の発表や、「市内で震度 4 以上を観測」、その他、台風の接近など局地的に災害の発生が予想される場合は、必要な災害防止対策を行ったことを市監督員に報告する。

(カ) 工事用車両の搬出入等

- ・ 資機材搬出入車両、工事用車両は、事業地周辺が住宅密集地、狹隘道路であることを踏まえ、近隣住民等の車両通行や歩行者に支障のない大きさ（最大 4t 以下程度）とし、原則、「市道上野阿弥陀堂線（別紙 1-1 参照）」から進入・退出する。
- ・ 資機材搬出入や工事用車両が事業地周辺（宮下橋から事業地までの狹隘道路）を通行する時は、適時、交通誘導員を配置する。

(キ) 騒音・振動表示装置の設置

- ・ 現場作業期間（時間）中は、敷地東側（前面道路側）の敷地境界線付近に近隣住民が作業中の騒音・振動の状況が確認できる「騒音振動表示装置（データ収録機能付き）」を設置する。
- ・ 「騒音振動表示装置」は、騒音・振動とも、規制値を超えた場合に回転灯等で警告表示するタイプとし、作業に起因して規制値を超える警告表示がされた場合は直ちに作業を休止し、必要な対策を講じてから再開する。
- ・ 現場作業期間（時間）中は、騒音・振動の計測データを収録し、「4（4）イ 工事監理報告書（月報）」で、期間中の測定データと、規制値を超えた日時・作業内容、講じた対策、対策の効果等を記載し報告する。

(ク) 現場掲示物等

- ・ 工事現場に工事用看板等により、工事概要、 施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。
- ・ 工事期間中は、工事現場に常に工事記録を整備する。

(ケ) 写真

- ・ 施工中は、工事の進捗状況及び地中構造物・埋設物の除却状況の写真を撮影する。

(コ) 養生・復旧

- ・ 2（7）残置対象施設及び敷地境界杭は、工事着手前に写真撮影を行い、工事中に破損・損失の無いよう適切に養生し、工事完了時に破損等の有無を確認する。
- ・ 解体対象物以外の既存構造物等を破損・損失した場合は、受注者の責により復旧・復元する。

(サ) 散水等

- ・ 工事中は、周囲へのほこりや飛散抑制のために、適切な養生、仮囲いを行い、特に解体旧作業中は適切に「散水」を行う。

- ・既存の水道を利用する場合は、市と協議調整のうえ、許可を得る。この場合、基本料金及び利用料金は事業者が負担する。

(シ) 電気・ガス

- ・電力及びガスを利用する場合は事業者が確保する。

(ス) 濁水流出防止対策

- ・工事期間中は、周辺への濁水流出防止を徹底する。なお、水質保全に係る関係団体（矢作川沿岸水質保全対策協議会、矢作川漁業協同組合等）との協議が必要となる場合は（２）アの通り対応し、必要な濁水流出防止対策が生じれば総合施工計画書（（２）ウ）に反映する。なお、このことに関する契約変更は行わない。

(セ) 埋蔵文化財包蔵地

- ・当該事業地は、埋蔵文化財包蔵地（上野上村城跡（上野城））に指定されているため、市文化財課が工事立会を行う。市文化財課と工事立会日について調整する。（工事立会を複数回行う場合も対応すること。）
- ・工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、工事を一時中断し、監督員に報告する。

(ソ) 管理・清掃

- ・工事期間中は、善良なる管理者の注意義務をもって、事業地等の管理を行う。
- ・作業用車両・従業員用駐車場、資機材置き場等は敷地内限りとし、周辺の道路や他の敷地への駐停車等は厳禁とする。作業員等の車両の駐車場所が必要な場合は、事業者の費用負担で適法に確保する。
- ・工事完了時は、工事区域の工事仮設物を撤去し、清掃を行う。

(コ) 警察訓練

- ・令和８年１１月末までの期間に、救助訓練等で数回程度本施設を利用する予定があるため、協力すること。

(ク) その他注意事項

- ・仮設、施工方法、その他工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行う。
- ・施工の結果、入札時と数量の差異が生じた場合でも、契約の変更は認めない。

イ 工事実績情報システム（CORINS）への登録

- ・工事実績情報システム（CORINS）への登録は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号) に定める行政機関の休日は含まない。

○工事受注時：契約締結後 10 日以内

○登録内容の変更時：変更契約締結後 10 日以内

○工事完成時：工事完成後 10 日以内

ウ あいち建設情報システム（ASP）

- ・工事中に発注者と受注者との間で行われる様々な情報については、あいち建設情報システム（ASP）を活用する。
- ・あいち建設情報共有システムの利用は、「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び

「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」を参考とするが具体的運用は監督員と協議する。

- ・ あいち建設情報システムを用いて作成及び提出を行った工事関係書類については、原則システムにより電子納品する。ただし、別途、監督員から「紙出力」の指示があるものは除く。
- ・ (公財) 愛知県都市整備協会・あいち建設情報共有システム URL
<https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/>
- ・ 愛知県 URL
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>

エ 総合施工計画書

- ・ 解体工事の実施については、建築物解体工事共通仕様書（令和 5 年版/国土交通省大臣官房営繕部監修）に準拠する。
- ・ 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法・計画、仮設計画、実施工程表、濁水流出防止計画、建設副産物の処理等についての施工の具体的な計画、石綿含有建材調査結果に基づく解体処分方法などを定めた「総合施工計画書」を作成する。なお、実施工程表及び濁水流出防止計画に関しては、工事着手の事前に市内部で協議を実施するため、他に先んじて作成し、12月上旬までに市に提出する。
- ・ 施工計画の立案にあたっては、事業対象地周辺の状況（住宅密集地、狭隘な前面・周辺道路など）を踏まえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他周辺地域や近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、安全・確実な施工を前提に、設計者・施工者の知見により、効率的・合理的な手法を立案する。
- ・ 近隣小学校の児童の登下校や、近隣住民、前面道路を使用する通勤・通学者、歩行者等の安全確保と、解体作業に伴う騒音対策や粉塵等の飛散防止対策を徹底する。
- ・ 特定建設資材等の再利用計画を作成する。
- ・ 環境負荷低減に配慮した機材の使用に努めるとともに、建物解体作業時の騒音対策、粉塵等の飛散防止に効果的な足場等の仮設計画を立案し、計画図面を作成する。（防音シート又は防音パネル、若しくは、より効果的な仕様とする。）
- ・ 特に、旧教職員住宅の北側は、既存住宅等が近接しているため、徹底した騒音・振動対策と、粉塵等の飛散防止対策を行う。
- ・ 解体工事期間中は、工事関係者以外の敷地内侵入防止対策を行う。
- ・ 総合施工計画書の記載項目は、上記のほか、「工事の留意点（建築）（1-5-1）（豊田市技術管理課 HP 参照）」による。

オ 周辺住民への工事案内文書の作成

- ・ 現場での工事着手（仮囲い、資機材搬入など）の2週間前までに、周辺住民への「工事案内文書」の回覧を完了すること。
- ・ 工事案内文書は、受注者名、事業概要、工事期間、工程計画、現場代理人名、連絡先、位置図、その他必要な事項などを記載した案を作成し、市、及び地元自治

区と協議調整し決定する。

- ・市、地元自治区と調整した工事案内文書は、自治区に必要部数を提出し、自治区が回覧する。必要部数は自治区に確認すること。(約 120 部見込み)
- ・市、自治区との協議期間、自治区からの回覧スケジュール等を考慮し、工事着手の 2 週間前までに回覧が完了するよう準備すること。

【参考】自治区名：上郷大成自治区

区事務所：上郷町藪間 17-1

電話番号：21-1668 (FAX 同じ)

開館日時：月～土 9:00～12:00 (祝日休館)

カ 解体施工

(ア) 解体施工

- ・工事着手は、(2) ア～ウの設計業務検査の後、現場着工指示書を受領した後に行う。
- ・建物からの排水設備は、残置する側溝・集水枡を除き、放流先まで撤去し、放流先が側溝の場合は、配管撤去後に補修する。
- ・建物基礎や浄化槽、地中の電気・給排水配管の撤去後は、残存物が無いことを証する写真を撮影し、埋め戻し前に工事監理者の立ち合い確認を受ける。
- ・建物基礎解体や浄化槽、側溝、土中の電気・給排水管、その他工作物等撤去後の埋め戻しは、掘削土のうち良質な部分、又は改良土、若しくは良質土で、周囲の地盤高さまで、厚さ 30 c m 以内毎に転圧し復旧する。
- ・敷地内の樹木は全て伐根する。

(イ) 杭の引き抜き

- ・旧教職員住宅の基礎地中杭 (RC 杭、300Φ・長さ 12m×40 本 (建設時図面参照)) は、「引き抜き工法」で全て除却する。
- ・引き抜き作業は、杭と地盤との摩擦を減ずるなど適切な工法で行う。
- ・引き抜き後は、地盤の安定を維持するため「流動化処理土」又は「貧配合セメントミルク」を充填する。(改良土は不可)
- ・整備後の敷地利活用計画に使用できるよう、充填材の強度は、重機等で掘削可能な強度とし、充填箇所全ての位置を測定・測量した図面を提出する。

(ウ) 跡地整備

- ・敷地内全面に、概ね現状の地盤高さまで改良土又は良質土で埋め戻し、転圧する。~~。(再生砕石 (RC-40、t=150) を敷き均し)~~
- ・整備後に、敷地内に雨水等が滞留しない程度の勾配を確保する。
- ・跡地整備は、建物・工作物の解体・除却が終了し、工事監理者が、残存物等が無いことを立ち合い確認後に着手する。
- ・旧教職員住宅南側の擁壁・スロープ (2 (6) 番号⑮・⑯) の撤去後は、改良土又は良質土でゆるやかな勾配 (30 度以下) で盛土・転圧・整地する。(別紙 3-1 参照) ~~。(再生砕石 (RC-40、t=150) を敷き均し)~~
- ・旧教職員住宅南側のスロープ (2 (6) 番号⑯) と、東側境界の間の側溝・集水枡

撤去後は、上記の盛土の後、側溝を新設（U-300・蓋無し）し、上流・下流の既設側溝と接続する。（別紙 3-1 参照）

- ・敷地南側は、車両等侵入防止用のポール（2 本）・プラスチックチェーン（L=約 5m）、南京錠を設置する（別紙 3-1 参照）
- ・残置する側溝・集水桝は、堆積物等を除去・清掃し、破損している箇所は、整備後の流水に支障が無いよう補修又は入れ替え（既存と同規格程度）を行う。

（４）工事監理業務

ア 一般事項

- ・解体工事の監理は、建築物解体工事共通仕様書（令和 5 年版/国土交通省大臣官房 営繕部監修）に準拠して行う。
- ・工事監理者は、あくまでも第三者の立場・視点に立って業務を遂行する。
- ・工事監理者は、施工の各段階において、使用資材の確認や施工状況の確認、施工試験、材料試験の立会・出来高の検査等を行う。
- ・解体工事における建物基礎や浄化槽、地中の電気・給排水配管、その他地中構造物の撤去後、埋め戻しの前に立ち合い確認を行い、埋め戻し前確認報告書に立ち合い時の写真を添付し監督員に提出する。
- ・旧教職員住宅の基礎杭全ての引き抜き及び、引き抜き後の充填材の強度と充填状況を確認する。
- ・跡地整備の前に、敷地内に解体・除却が必要な残存物が無いことを立ち合い確認する。
- ・解体工事完了時に、残置構造物・工作物及び既設境界杭の破損・損失の有無を確認する。
- ・工事監理者は、あらかじめ関係機関に行った法令等に規定する許認可・届出・報告・協議などについて、工事期間中及び工事完了後に必要な手続きを代行する。
- ・工事監理者は、上記の手続きを行う前に、あらかじめ監督員に書類を提出し承諾を受け遅滞なく行い、関係機関から発行された書類は、事業完了時に市に提出する。

イ 報告

- ・工事監理者は、工事期間中の毎月末に、事業の進捗と監理状況について、「工事監理報告書（月報）」を作成し監督員に提出する。

ウ 設計変更

- ・工事の進捗に伴い、設計段階で想定していない事項等があった場合は、施工者と協議調整のうえ、最善の方策を整理のうえ、監督員と協議する。
- ・上記に伴い、設計変更が必要となった場合の契約金額の変更は、原則行わない。ただし、その要因が市からの新たな求めによるものや、解体・撤去処分対象施設に関連しない新たな地中障害物の出現など、当初の条件と大幅に乖離する場合は、契約約款の規定に基づき協議する。

(5) 検査・引き渡し

ア 検査時期

- ・解体工事完了時に、施工者検査と工事監理者検査を行い、契約書、本水準書を満たしていることを確認したうえで、「施工者検査結果報告書」と「監理者検査報告書」を市に提出する。
- ・現場代理人は、上記の検査の時期を事前に市に報告し、市は、上記の検査に立ち会うことができる。

イ 社内検査結果報告

- ・受注者は、上記アの検査による不具合の改善、修補が完了したことを確認した後、速やかに「社内検査結果報告書」を市に提出する。

ウ 事業完成届

- ・受注者は、社内検査報告書提出時又は工期内に、別紙 7 の提出資料を添付し「事業完成届」を市に提出する。

エ 市の検査

- ・市は、「事業完了届」を受領した後、受注者立ち合いの下で検査を行う。
- ・受注者は、市の検査時に、施工記録（写真、竣工図、廃棄物処理関係資料等）等、検査に必要な資料を用意する。

オ 引き渡し

- ・受注者は、完成検査に合格したときは、引渡書を作成し、速やかに工事目的物を引き渡す。

5 一括再委託の禁止

- (1) 約款第 2 4 条に規定する「主たる部分」とは、設計・監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者は、これを再委託できない。
- (2) 受注者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、市の承認を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により市の承認を得なければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して本契約における受注者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

6 事業スケジュール

受注者は、本事業の関係者と円滑な事業進捗を図り、下表の期日を目安とし、詳細工程は、「総合施工計画書」(4 (3) 工) により事業を進める。また、進捗状況は、監督

員と適宜共有し、計画工程から1か月を超える遅延が生じる場合は、その事情と変更時期、適正な施工が実施できる根拠等について監督員の承諾を得る。

ただし、事業完了期日については、豊田市設計施工契約約款に基づく市と受注者による協議が整った場合を除き、延長を認めない。

内 容	期 日
事業契約締結	令和8年10月26日（予定）
関係機関等許認可（取得）	～令和8年11月中旬
石綿調査（完了）	～令和8年11月中旬
総合施工計画書（承諾）	～令和8年12月下旬
解体工事	～令和9年6月下旬完了
跡地整備	～令和9年8月下旬完了
事業完了	～令和9年9月30日

※事業完了は、事業に関連する関係法令の検査、及び事業者・発注者の検査と検査指摘事項の手直しがすべて終了し、翌日に引き渡しできる状態とする。

※事業スケジュールは、上表の期日より早期に進捗することに何ら差し支えない。

7 提出書類等

受注者は、別紙7、その他、市が指示する必要な書類を適時提出する。